(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町災害用指定井戸に関する要綱に定める災害用指定井戸として指定を受けた井戸を所有又は管理している者(以下「所有者等」という。)が、当該井戸に手動ポンプを設置するときに要する費用及び当該井戸に既に設置されている電動ポンプを災害発生時の停電の際に稼動させることを目的として設置する発動発電機(以下「発電機」という。)を購入するときに要する費用の一部を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、災害用指定井戸として指定を受けた井戸の所 有者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 手動ポンプを設置し、又は発電機を購入すること。
 - (2) 町税等を完納していること。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、手動ポンプ本体価格に設置費用を加えた総額(消費税及び地方消費税を含む。)又は発電機の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を含む。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、災害用として指定を受けた井戸1箇所につき30,000円を限度とする。(交付の申請)
- 第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、葉山町災害 用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を 添付して町長に申請するものとする。
 - (1) 手動ポンプを設置する場合 手動ポンプの設置に要する費用の見積書の写し
 - (2)発電機を購入する場合 電動ポンプの消費電力が分かる書類、発電機の出力が分かる書類及び発電機の購入に要する費用の見積書の写し (交付の決定等)
- 第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び 交付するときにおける助成金の額を決定し、葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費 等助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとす る。

(交付の条件)

第6条 町長は前条の規定による交付の決定に当たり、助成金の交付の目的を達成する ために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の申請)

第7条 第5条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」とい

う。)が当該決定に係る手動ポンプ又は発電機の仕様を変更しようとするときは、葉 山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金変更交付申請書(第3号様式)を町長 に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認するときにおける助成金の額を決定し、葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金変更交付承認(不承認)通知書(第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第9条 交付決定者は、助成金の交付の請求をするときは、葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金交付請求書(第5号様式)に、手動ポンプの設置又は発電機の購入に要した費用の領収書の写しを添付して町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに当該助成金を交付するものとする。

(調査等)

第 10 条 町長は必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地 に調査を行うことができる。

(処分の制限等)

第 11 条 交付決定者は、この助成金の交付を受けて設置し、又は購入した手動ポンプ等(手動ポンプ及び発電機をいう。以下同じ。)が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。)で定めている耐用年数を経過するまでに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(滅失等の届出)

第12条 申請者は、この助成金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が、省 令に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損 したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助成金の返還等)

第 13 条 町長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用 することができる。

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金交付申請書

葉山町長	様	
		住 所
	申請者	氏 名
		電話番号

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金の交付を受けたいので、次のとおり 申請します。

- 1 井戸の所在地
- 2 交付申請額

円

- 3 添付書類
- (1) 手動ポンプを設置する場合 手動ポンプの設置に要する費用の見積書の写し
- (2) 発電機を購入する場合 電動ポンプの消費電力が分かる書類、発電機の出力が分かる書類及び発電機の購入に要する費用の見積書の写し

同 意 書

町税の納付状況について、葉山町の保有する公簿等により町の職員が確認する ことに同意します。

申請者 氏 名

 第
 号

 年
 月

 日

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金 交付(不交付)決定通知書

様

葉山町長 回

年 月 日付けで申請のあった葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金については、次のとおり決定したので、葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 決定事項 交付・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金 変更交付申請書

		変更交付	付申請書			
萝	美山町長		様			
				住	<u>所</u>	
			申請者	氏	名	
				電話	番号	
						号により交付の決定のあった葉山 て、次のとおり変更したいので申請
1	井戸の所	在地				
2	変更交付	申請額		円		
3	変更の内	容				

第 号年 月 日

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金 変更交付承認 (不承認) 通知書

様

葉山町長 回

年 月 日付けで申請のあった葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金の変更については、次のとおり決定したので、葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 決定事項 承認 · 不承認
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 不承認の理由

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金 交付請求書

葉山町長	様	
	由語者	<u>住</u> 所 <u>氏</u> 名
	1. hH-E	電話番号

葉山町災害用指定井戸手動ポンプ設置費等助成金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	Ż		
口座種別・番号	普通・ 当座				
ふりがな					
口座名義人					